

現場代理人の常駐義務緩和措置の拡大について

平成26年1月29日

水俣市では、市内建設業者の受注機会の拡大及び災害発生時の復旧工事を速やかに実施する体制の整備を図るため、これまで水俣市発注工事（病院事業は除く。）に限ってきた「現場代理人の兼任」に関する要件に、熊本県芦北地域振興局及び芦北町、津奈木町発注工事を加え運用を拡大することとします。

1 現場代理人の兼任を認める要件

- (1) 兼任する工事の請負金額の合計が、2,500万円（税込）未満とします。
なお、例外的に兼任を認めない工事があります。（設計書等に「兼任不可」と明記。）
（随意契約については、各発注担当課にご確認ください。）
※設計変更により兼任する工事の請負金額の合計が2,500万円以上になった場合、現場代理人としての職務の遂行に支障がないと認められるときは、現場代理人の兼任の継続を認めることとします。
- (2) 兼任できる工事は、3つまでとします。
- (3) 兼任できる工事は、水俣市発注工事（病院事業を除く。）の外、熊本県芦北地域振興局、芦北町、津奈木町が発注する工事で、発注者が兼任を認めている場合に限りします。
- (4) 兼任する工事現場は、熊本県芦北地域振興局管内に限りします。

2 兼任の条件

- (1) 現場代理人は、兼任するいずれかの工事現場に常駐してください。なお、常駐とは、工事現場稼動中は常に工事現場に滞在することを指します。
- (2) 必要に応じて、代行者（連絡員等）を配置し、兼任する工事現場の安全管理を徹底してください。
- (3) 兼任する各工事監督員（工事発注者）と常に連絡が取れる体制を確保してください。

3 手続

- (1) 現場代理人の兼任を希望する受注者は、現場代理人・主任技術者兼任届（様式1）を水俣市公共工事請負契約約款第3条に規定する関係書類提出時に併せて工事監督員（工事発注者）に提出してください。
- (2) 既に別工事の現場代理人となっている場合は、各工事発注者と協議のうえ、現場代理

人・主任技術者兼任届（様式1）を提出してください。

4 現場代理人兼任の取消し等

- （1）他の工事の現場代理人を兼任することにより、管理体制に不備が生じる等、不良な工事になる恐れがあるときは、現場代理人の兼任を取り消し常駐を求めることがあります。
- （2）受注者の届出に虚偽があった場合や、安全管理に起因する事故等があった場合には、今後、当該受注者に対し現場代理人の兼任を認めないとともに、工事成績評定への反映、指名停止措置等を行うことがあります。

5 適用時期

平成26年1月29日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用します。